

酒類における有機等の表示基準を定  
める件の一部改正について

平成 16 年 2 月 5 日

国税審議会酒類分科会

## 酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 15 年 9 月 12 日付課酒 2 - 7 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正」について、酒類における有機等の表示の適正化を図る観点から、慎重に調査、審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

なお、改正後の酒類における有機等の表示基準については、消費者を含む各層に十分理解されるよう、行政当局が積極的かつ適切な広報を実施することが必要であることを付言する。

平成 16 年 2 月 5 日

### 国税審議会酒類分科会

分科会長	小林逸太	(東海大学政治経済学部教授)
分科会長代理	小川 是	(日本たばこ産業株式会社代表取締役会長)
委 員	今井通子	(東京女子医科大学非常勤講師)
〃	北村節子	(株式会社読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員)
〃	幸田昌一	(全国小売酒販組合中央会会長)
〃	立石勝規	(ジャーナリスト)
〃	三屋裕子	(筑波スポーツ科学研究所副所長)
〃	八木 祐	(日本酒造組合中央会副会長)
〃	吉澤 淑	(元東京農業大学応用生物学部教授)
臨時委員	小早川光郎	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
〃	水野忠恒	(一橋大学大学院法学研究科教授)

## 「酒類における有機等の表示基準」の改正案

「酒類における有機等の表示基準」別表1中「リン酸一水素カルシウム」を「リン酸二水素カルシウム」に改める。

## 【参考】

改正案新旧対照表は次のとおり。

改正案	現行
<p>別表1</p> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、柿タンニン、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、D-L-酒石酸水素カリウム、<u>リン酸二水素カルシウム</u>、硫酸カルシウム、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、二酸化炭素、卵白、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄、その他の食品添加物（次の①から④の要件を満たしているもの。①当該酒類の製造上必要不可欠であること、②当該酒類の品質の安定性を保持すること、③消費者の判断を誤らせるおそれのないこと、④天然物質又は天然物質に由来し、化学的に合成された物質を添加していないこと。）</p> <p>（注）使用に当たっては、酒税法その他の法令等の使用方法を遵守すること。</p>	<p>別表1</p> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、柿タンニン、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、D-L-酒石酸水素カリウム、<u>リン酸一水素カルシウム</u>、硫酸カルシウム、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、二酸化炭素、卵白、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄、その他の食品添加物（次の①から④の要件を満たしているもの。①当該酒類の製造上必要不可欠であること、②当該酒類の品質の安定性を保持すること、③消費者の判断を誤らせるおそれのないこと、④天然物質又は天然物質に由来し、化学的に合成された物質を添加していないこと。）</p> <p>（注）使用に当たっては、酒税法その他の法令等の使用方法を遵守すること。</p>